



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表

平成23年4月15日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 山内 忠 主任需給調整指導官 田中 稔 電話 06-4790-6316 FAX 06-4790-6309
--------	--

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：西岸 正人）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、厚生労働大臣の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行っていた。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称 D & H株式会社
代表者の職氏名 代表取締役社長 土井 清司
所在地 大阪市阿倍野区旭町1丁目1番10号 竹澤ビル2階1号室
届出に関する事項 届出番号 特27-304645
届出年月日 平成22年8月27日

〔 旧 許可番号 般27-301059
許可期間 平成19年7月1日～平成22年6月30日 〕

第2 処分内容

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）

同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由

D & H株式会社は、平成22年7月1日から同年10月31日までの間、労働者派遣法第5条第1項に違反して、厚生労働大臣の許可を受けずに、少なくとも派遣労働者延べ2,757人を労働者派遣することによって、一般労働者派遣事業を行っていたこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成23年4月16日から同年5月15日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

1 労働者派遣事業、請負事業に係る全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

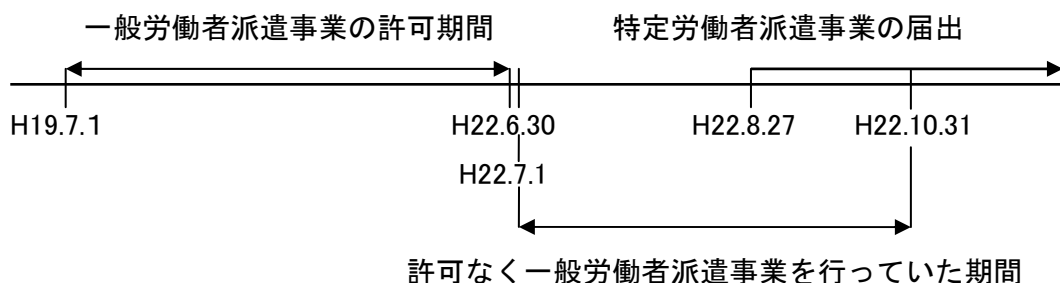
総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 労働者派遣法第5条第1項(許可なく一般労働者派遣事業を行わないこと)
- (2) 同法第26条第1項(労働者派遣契約を適正に締結すること)
- (3) 同法第34条第1項(派遣労働者に適正に就業条件を明示すること)

2 第3に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 全社にわたり遵法体制の整備を図ること。

概要図



参 考

○労働者派遣事業の種類

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

特定労働者派遣事業とは、常時雇用労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届出をしなければなりません。

○労働者派遣法（抄）

（用語の意義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

（一般労働者派遣事業の許可）

第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（特定労働者派遣事業の届出）

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは「特定労働者派遣事業」とする。

（事業廃止命令等）

第21条

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した

ときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

(各号の記載省略)

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(各号の記載省略)

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

二 法第21条第2項の規定による命令

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令